

清川村耐震改修促進計画 (第 3 期)

令和5年3月1日 改定

清 川 村

目 次

第1章 計画の目的等	1
1. 計画の位置づけ・目的	1
2. 計画期間	1
3. 村・村民（所有者・管理者）の取り組み	1
第2章 計画策定の背景等	2
1. 大地震からの教訓	2
2. 村の被害想定	3
第3章 建築物の耐震化の目標	5
1. 住宅の耐震化の目標	5
2. 多数の者が利用する建築物の耐震化	6
(1) 不特定多数・避難弱者が利用する特定既存耐震不適格建築物の耐震化	6
(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化	7
3. 公共建築物の耐震化	9
第4章 建築物の耐震化を促進するための施策	9
1. 住宅の耐震化の促進	10
2. 避難路沿道の建築物の耐震化促進	12
3. その他の地震時における安全対策	13
第5章 計画の推進に向けて	14
1. 推進体制	14
2. 法に基づく指導・助言等	15

第1章 計画の目的等

1. 計画の位置づけ・目的

清川村耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づく法定計画として平成22年3月に策定しました。その後、平成25年11月に改正法が施行され、不特定多数や避難弱者が利用する大規模な建築物に対して耐震診断を義務付けるなど、建築物の耐震改修の促進に向けた取り組みが強化されています。令和3年12月に国の基本方針が一部改正され、令和4年3月に神奈川県耐震改修促進計画が改定されたことを踏まえ、本計画についても改定を行います。

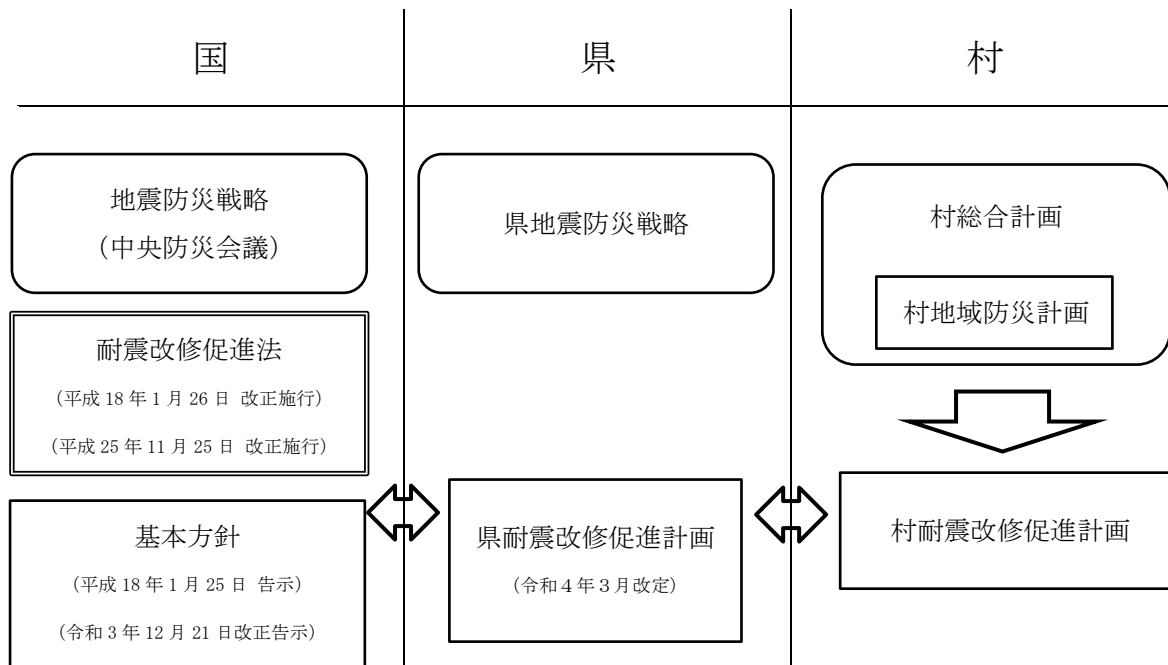
本計画は、建築基準法の新耐震基準が導入される以前（昭和56年5月までに新築工事に着工）の既存建築物の耐震化を図ることにより、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的として、耐震化の目標と施策等を定めています。

建築物の耐震改修を促進するにあたっては、国、県及び村が連携して取り組みを進めていきます。

2. 計画期間

本計画の期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

なお、計画期間中の国の基本方針の見直し、県の耐震改修促進計画の改定に適切に対応するため、必要に応じて本計画の改定を行います。



3. 村・村民（所有者・管理者）の取り組み

改正耐震改修促進法により、耐震関係の基準に適合していない全ての住宅・建築物につ

いて、耐震化の努力義務が課せられました。

住宅・建築物の耐震化を促進するには、所有者及び管理者が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し、取り組むことが必要です。

そこで、村は、国及び県と連携して、このような所有者等の取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や、負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じて、耐震改修を実施するうえで阻害要因となっている課題を解決していきます。

第2章 計画策定の背景等

1.大地震からの教訓

平成7年1月に発生した兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)では、地震を直接の死因とする死者数の9割近くが、家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるものでした。

建築物の被害状況では、それから約20年後の平成28年4月に最大震度7の地震を2回連続して記録した熊本地震においても、旧耐震基準の建築物の被害が大きい傾向が見られました。

また、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)では、津波により甚大な被害が発生しましたが、現行の耐震基準を満たす建築物については、地震の揺れによる被害は限定的であったものと考えられています。

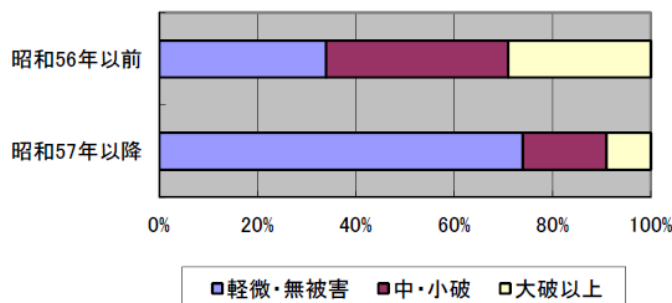
こうしたことから、大規模地震による被害を減少させるためには、旧耐震基準の建築物について耐震性の向上を図ることが重要と考えられます。

阪神・淡路大震災の被害等の状況

①死因別死者数

	死者数
家屋、家具類等の倒壊による 圧迫死と思われるもの	4,831 (88%)
焼死体(火傷死体)及び その疑いのあるもの	550 (10%)
その他	121 (2%)
合計	5,502 (100%)

②建築物被害 (新耐震基準導入前後比較)



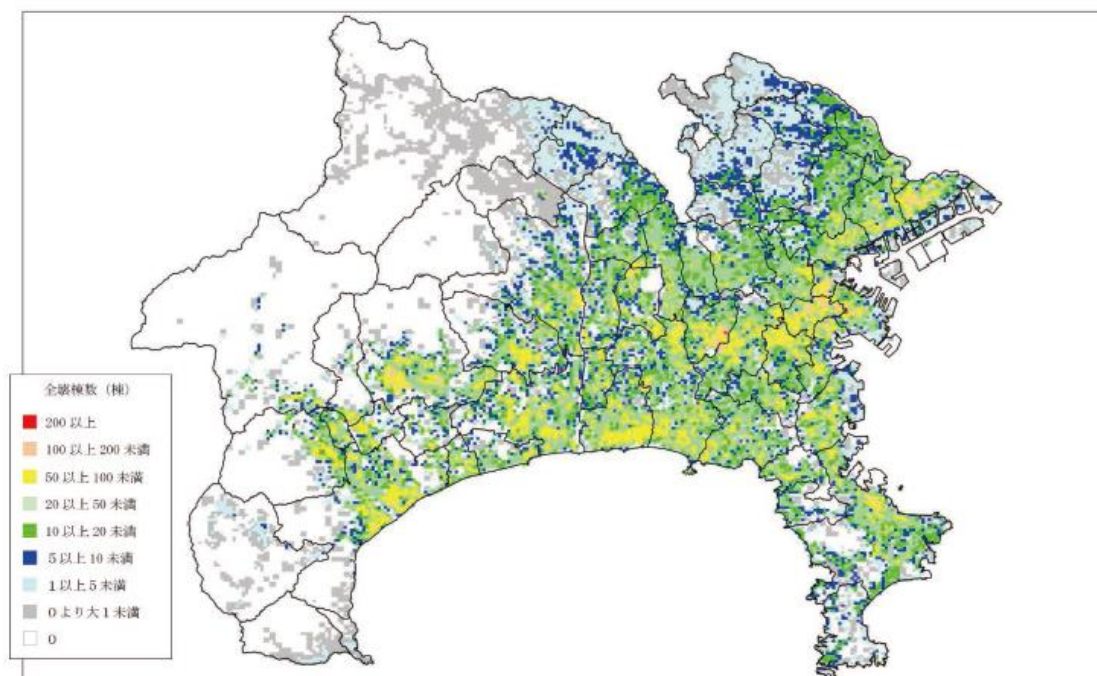
平成7年度版「警察白書」より

阪神・淡路大震災建築震災調査委員会報告書(平成7年)より

2. 村の被害想定

平成27年に県がとりまとめた地震被害想定によると、建築物の被害が大きい地震(参考地震を除く)としては、大正型関東地震で全壊・半壊を合わせて約86万棟に及ぶ被害が想定されており、村では、全壊と半壊を合わせて、約240軒の建物被害が想定されています。

建物の全壊棟数想定図 (大正型関東地震の揺れによる全壊棟数の分布)



出典：神奈川県地震被害想定調査報告書(平成27年3月)

地震名	震源	規模 マグニチュード	村 〔 県内予想震度 〕	発生確率	村 〔 県内の建物被害 〕		
					全壊棟数	半壊棟数	計
都心南部 直下地震	首都圏付近の フィリピン海 プレート	7.3	5弱～6弱 〔 横浜市・川崎市を 中心に震度6強 〕	(南関東地域 のM7クラス の地震が30 年間で70%)	* 〔 64,500 〕	40 〔 221,250 〕	40 〔 285,750 〕
三浦半島 断層群 の地震	三浦半島 断層帯	7.0	4～5弱 〔 横須賀三浦地域で 震度6強 〕	30年以内6～ 11%	0 〔 22,710 〕	0 〔 88,170 〕	0 〔 110,880 〕
神奈川県 西部地震	神奈川県西部	6.7	4～5弱 〔 県西地域で 震度6強 〕	(過去400年 の間に同クラ スの地震が5 回発生)	0 〔 5,000 〕	0 〔 20,530 〕	0 〔 25,530 〕
東海地震	駿河トラフ	8.0	4～5弱 〔 県西地域で 震度6弱 〕	(南海トラフ の地震は30 年以内70%程 度)	0 〔 3,620 〕	0 〔 14,450 〕	0 〔 18,070 〕
南海トラフ 巨大地震	南海トラフ	9.0	4～5弱 〔 県西地域で 震度6弱 〕	(南海トラフ の地震は30 年以内70%程 度)	0 〔 7,360 〕	0 〔 20,110 〕	0 〔 27,470 〕
大正型 関東地震	相模トラフ	8.2	5強～6強 〔 湘南地域・県西 地域を中心に 震度7 〕	30年以内ほ ぼ0～5% (2百年から 4百年の発生 間隔)	50 〔 393,640 〕	190 〔 410,160 〕	240 〔 803,800 〕

※ *わずか(計算上0.5以上10未満)

神奈川県地震被害想定調査報告書(平成27年3月)より

0:計算上0.5未満は0とする

第3章 建築物の耐震化の目標

1. 住宅の耐震化の目標

前回計画では神奈川県耐震改修促進計画において令和2年度までに耐震化率を95%にすることが目標とされていたことに基づき、本村も同じ目標としていました。

今回の改定では、県の耐震改修促進計画において、耐震化率の目標をおおむねその解消を目指していることから、本村の住宅の耐震化率の目標も令和13年度におおむね解消と定めます。

区 分	これまでの推移	耐震化の目標
	平成27年3月時点	令和13年度
住宅の耐震化率	67%	おおむね解消
多数の者が利用する建築物の耐震化率	100%	目標達成

※「住宅の耐震化率」は、当該年10月1日現在の家屋課税データをもとに推計する。

※「多数の者が利用する建築物の耐震化率」は、民間特定建築物（旅館、病院、診療所）及び村有建築物ごとに区分し、政令で定める規模を対象とする。

※耐震化率の算定は、昭和56年5月までに新築工事に着手した建築物のうち新耐震基準に適合するものと新耐震基準で建築された建築物との合計が全体に占める割合とする。

種類	構造	全棟数 (棟)	耐震化率		
		a	新耐震基準 b	旧耐震基準 c	=b/a
戸建て住宅	木造	1,176	832	344	70%
	非木造	86	50	36	58%
	合計	1,262	882	380	69%
共同住宅	木造	13	13	0	100%
	非木造	5	5	0	100%
	合計	18	18	0	100%
住宅合計		1,280	900	380	70%

※「住宅の耐震化率」は、当該年10月1日現在の家屋課税データをもとに推計する。

※耐震化率の算定は、昭和56年5月までに新築工事に着手した建築物のうち新耐震基準に適合するものと新耐震基準で建築された建築物との合計が全体に占める割合とする。

2. 多数の者が利用する建築物の耐震化

- (1) 不特定多数・避難弱者が利用する特定既存耐震不適格建築物の耐震化
改正耐震改修促進法による民間の特定建築物は村内に4棟あり、耐震化率は100%となっています。

区 分	全棟数 (棟)		耐震化率 =b/a
	a	b	
ホテル、旅館	1	1	100%
病院、診療所	3	3	100%
合 計	4	4	100%

※「多数が利用する建築物の耐震化率」は、民間特定建築物（旅館、病院、診療所）及び村有建築物ごとに区分し、政令で定める規模を対象とする。

※ 耐震化率の算定は、昭和56年5月までに新築工事に着手した建築物のうち新耐震基準に適合するものと新耐震基準で建築された建築物との合計が全体に占める割合とする。

特定既存耐震不適格建築物の用途・規模

建築物の用途	対象建築物の規模
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
ホテル、旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理する全ての建築物

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化

改正耐震改修促進法による危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物は村内に1棟あり、耐震化率は100%となっています。

全棟数 (棟)	耐震基準		耐震化率 =b/ a
	新耐震基準	旧耐震基準	
a	b	c	
1	1	0	100%

特定既存耐震不適格建築物となる危険物の数量一覧

危険物の種類	危険物の数量
1 火薬類（法律で規定） イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工場雷管及び電気雷管 ニ 銃用雷管 ホ 信号雷管 ヘ 実包 ト 空包 チ 信管及び火管 リ 導爆線 ヌ 導火線 ル 電気導火線 ヲ 信号炎管及び信号火箭 ワ 煙火 カ その他火薬を使用した火工品 カ その他爆薬を使用した火工品	10 t 5 t 50万個 500万個 50万個 5万個 5万個 500km 500km 5万個 2 t 2 t 10 t 5 t
2 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第3の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
3 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類30 t 可燃性液体類20 m ³
4 マッチ	300マッチトン ※
5 可燃性のガス（6及び7を除く）	2万m ³
6 圧縮ガス	20万m ³
7 液化ガス	2,000 t
8 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	毒物20 t 劇物200 t

※1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で7,200個 約120kg

3. 公共建築物の耐震化

村が所有する公共建築物は 68 棟あり、耐震化率は 100%となっています。

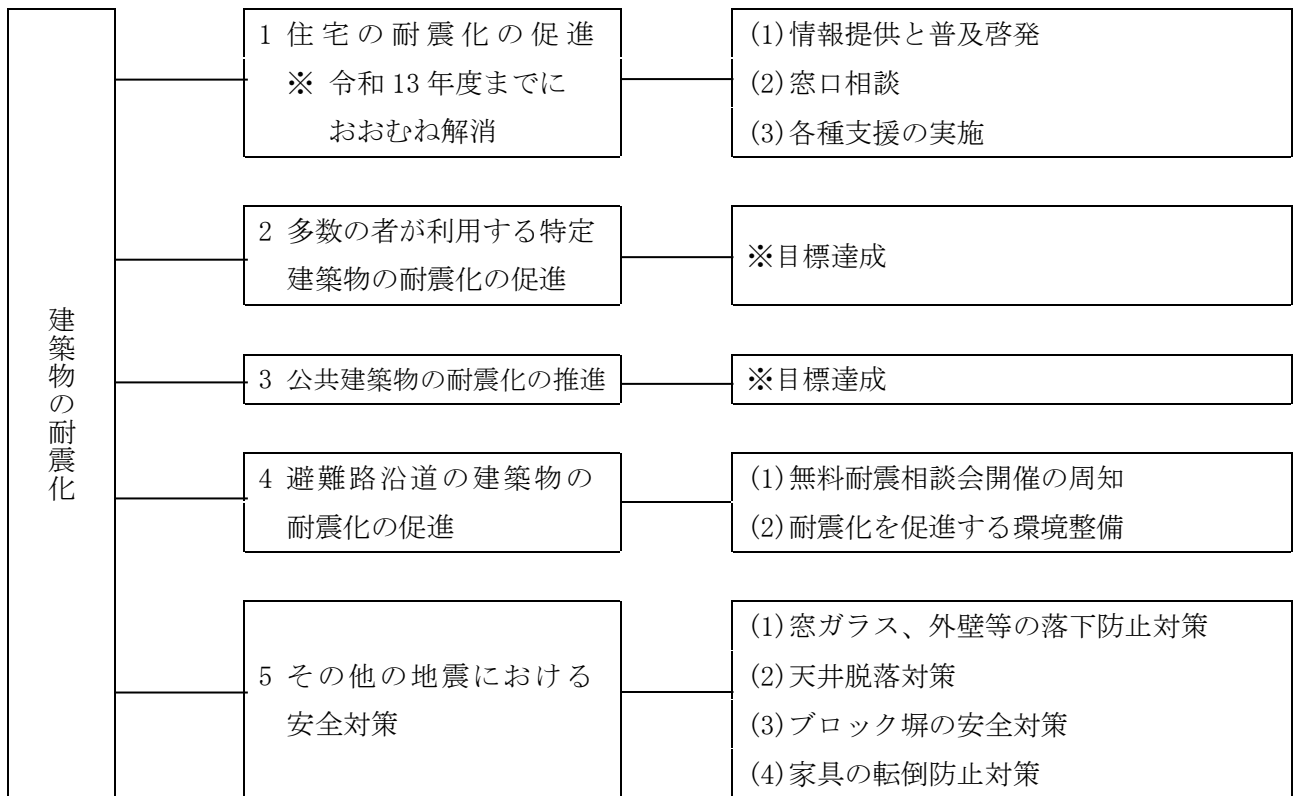
(単位：棟)

用途区分	棟数	新耐震基準	旧耐震基準	耐震改修 実施済み	耐震化率
役場庁舎	1	0	1	1	100%
保健福祉センター（やまびこ館、ひまわり館）	2	2	0	0	
小学校、中学校（校舎、体育館）	9	6	3	3	
生涯学習センター（せせらぎ館）	1	1	0	0	
幼稚園、保育所	3	3	0	0	
自治会館、住民センター	6	6	0	0	
上下水道施設 ※	7	7	0	0	
清川分署	1	1	0	0	
消防団施設	4	4	0	0	
村営住宅	13	13	0	0	
きよかわくらし応援館	1	1	0	0	
宮ヶ瀬水の郷交流館	1	1	0	0	
交流促進センター「清流の館」	1	1	0	0	
ふれあいセンター「別所の湯」	1	1	0	0	
学校給食センター	1	1	0	0	
運動公園（管理棟、トイレ、水車小屋）	3	3	0	0	
宮ヶ瀬霊園（管理棟、トイレ2）	3	3	0	0	
清川クリーンセンター	1	1	0	0	
宮ヶ瀬公共施設等管理組合事務所	1	1	0	0	
旧宮ヶ瀬ダム工事事務所分室	1	1	0	0	
公衆トイレ	7	7	0	0	
合 計	68	64	4	4	

※ 上下水道施設の中の二天王低区浄水場ポンプ施設（昭和 39 年建築）は、村道辺室横道線改良事業にて解体する予定と
なっていることから、本計画の公共建築物から除外しています。

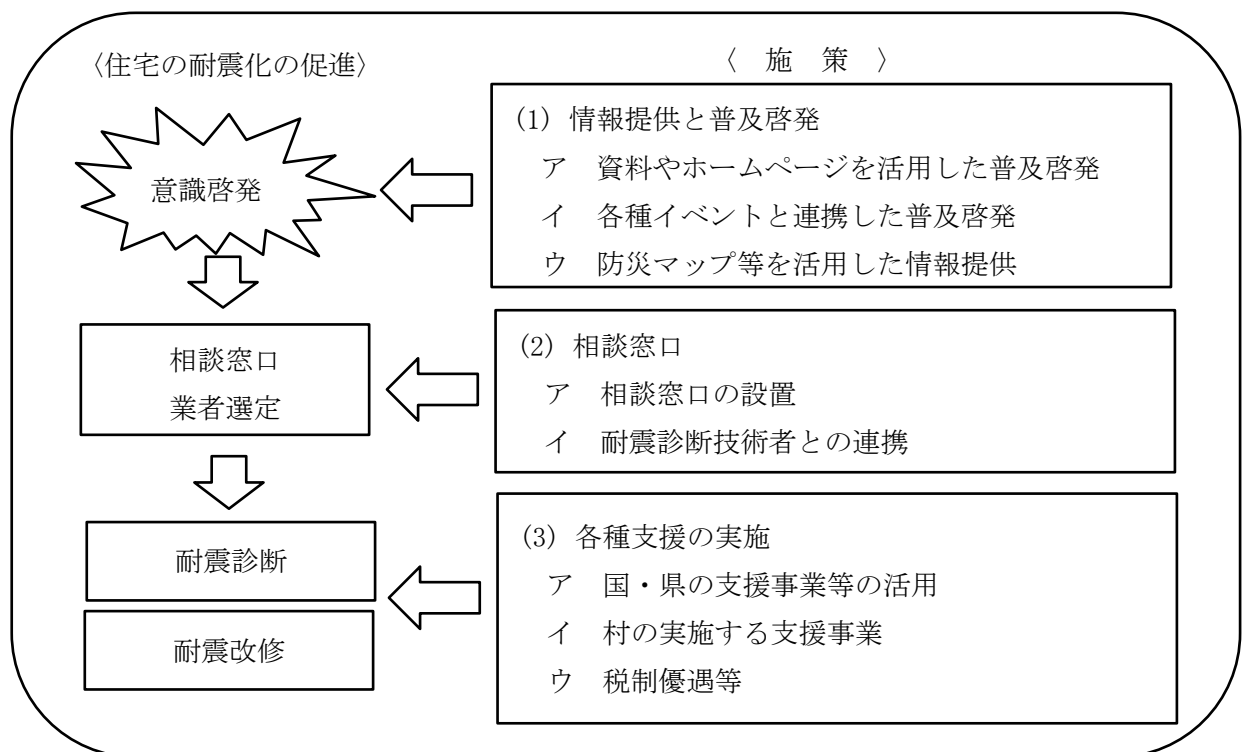
第 4 章 建築物の耐震化を促進するための施策

改正耐震改修促進法への対応を図るとともに、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標を達成するため、本村の建築物の耐震化を促進するための施策を次のとおり定め、総合的かつ計画的に施策を展開していきます。



1. 住宅の耐震化の促進

木造住宅の耐震化を促進するため、住宅の所有者等に対して、意識啓発、窓口相談、耐震診断などの事業実施の各段階で必要となる施策を講じることにより、住宅の耐震化を総合的に支援します。



(1) 情報提供と普及啓発

村は、住宅の所有者等に対して、地震に対する安全性を確保することの重要性を認識してもらうなど、住宅の耐震化に対する意識の向上を図るとともに、防災マップ等を活用した情報提供を行います。

ア 資料やホームページを活用した普及啓発

住宅の耐震化に対する普及啓発のため、耐震診断や耐震改修工事の補助制度などを広報などで周知を行い、その他、パンフレット等の配布に努めます。

イ 各種イベントと連携した普及啓発

耐震診断・耐震改修の重要性について村民に周知を図るため、各種行事やイベントで耐震の啓発を行います。

ウ 防災マップ等を活用した情報提供

住宅の所有者が災害に対する意識を深められるよう、防災マップ及び土砂災害ハザードマップなどを活用した情報の提供に努めます。

(2) 相談窓口

住宅の所有者等が耐震化に取り組みやすいように、相談窓口の設置や耐震診断技術者と連携して進めていきます。

ア 相談窓口の設置

村のまちづくり課に相談窓口を設置し、木造住宅の耐震性に関する自己点検の方法や補強方法の概要及び住宅の耐震化に関する情報提供に努めます。

イ 耐震診断技術者との連携

住宅の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修工事が実施できるよう、無料耐震相談会を開催していきます。

また、耐震診断技術者には、県が開催するセミナーや講習会への参加を促します。

(3) 各種支援の実施

住宅の所有者等が耐震診断や耐震改修工事を実施する際の費用の助成を行うことで住宅の耐震化の促進を図ります。

ア 国・県の支援

国の「社会資本整備総合交付金」及び「神奈川県市町村地域防災力強化事業」などを活用し、耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

イ 村で実施する支援事業

木造住宅の耐震診断（一般診断）と木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助します。

ウ 税制優遇等

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅の耐震改修工事を行った場合、所得税

の控除が受けられます。また、一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税の減額が受けられます。

村では、このような耐震改修工事にかかる税の特例措置について、建物所有者に周知を図るとともに、関係団体への制度の活用・周知について働きかけていきます。

2. 避難路沿道の建築物の耐震化促進

県の地域防災計画では、緊急輸送道路として第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路が指定されています。

大規模地震災害時に緊急輸送道路の交通を確保するため、沿道の建築物が地震によって倒壊するなど通行を妨げることがないように、これらの建築物の耐震化を促進することが必要となります。

そこで、県では、改正耐震改修促進法第5条第3項第2号に基づき、耐震診断を義務化する約150キロメートルの県域を越えた広域ネットワークを形成する緊急輸送道路（政令市以外の区域）を指定しました。また、改正耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づく努力義務を課す約1,900キロメートルの道路は、その他の緊急輸送道路として、県地域防災計画で指定する緊急輸送道路の全線（改正耐震改修促進法第5条第3項第2号で指定した道路を除く。）が位置づけられました。

これを受け、改正耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づく本村の道路は、次の路線が対象となります。

これにより、一定高さ以上の沿道建築物（耐震関係の基準に適合していないものに限る。）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めることが求められます。

なお、改正耐震改修促進法第6条第3項第1号に基づく村が耐震診断を義務化する道路の指定については、今後、耐震診断の義務化の必要性を踏まえ、県と連携しながら検討をしていきます。



区 分	路 線 名
■ 第1次緊急輸送道路	県道64号(伊勢原津久井)
■ 第2次緊急輸送道路	県道60号(厚木清川)
	県道514号(宮ヶ瀬愛川)

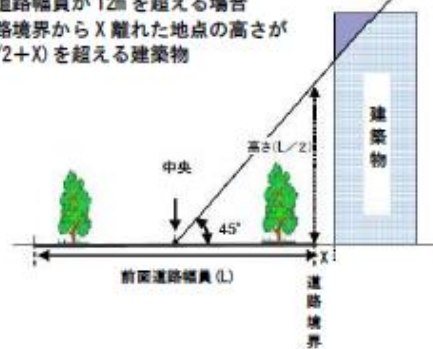
避難路沿道の建築物(一定の高さ以上の建築物)

	住宅	事務所	集会所	ブロック塀	合計
一定の高さ以上の建築物	1	1	0	0	2

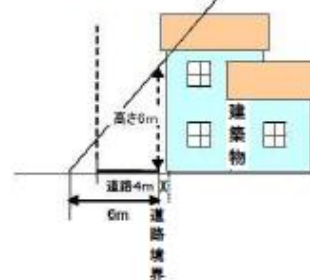
一定の高さ以上の建築物等

【建築物】

- ① 前面道路幅員が12mを超える場合
道路境界からX離れた地点の高さが
(L/2+X)を超える建築物

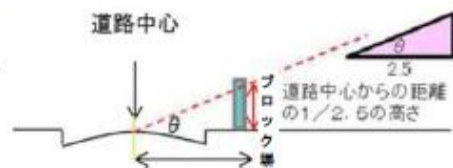


- ② 前面道路幅員が12m以下の場合
道路境界からX離れた地点の高さが
(6m+X)を超える建築物



【ブロック塀】

- ・昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した塀
- ・長さが25mを超える塀
- ・塀から前面道路の中心線までの距離を2.5で除した数値を超える高さの塀



3. その他の地震時における安全対策

建築物の耐震化のほかに地震時における安全性の向上を図ります。

(1) 窓ガラス、外壁等の落下防止対策

大規模な地震が発生した際には、建築物の倒壊だけでなく、窓ガラスや外壁、袖看板等、建築物の外装材の破損・落下による被害も懸念されます。

こうした被害は、昭和53年の宮城県沖地震で注目され、平成23年の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）で、広い範囲で数多くの被害が確認されました。

このため、地震発生時に建築物からの落下物を防ぎ、安全性を確保するために、建築物の所有者等に対して適正な維持管理の啓発及び指導を図ります。

(2) 天井脱落対策

平成23年の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場等の大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生したことをふまえ、建築基準法の改正により、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。

そこで、建築物の所有者等に当該基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう啓発します。

(3) ブロック塀の安全対策

宮城県沖地震、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、新潟県中越地震等大規模な地震の発生時には、ブロック塀等の倒壊が見受けられました。地震時のブロック塀等の

倒壊を防ぎ、安全性を確保するため通学路や生活道路等におけるブロック塀等の正しい施工方法の普及啓発を行います。

(4) 家具の転倒防止対策

近年の大地震では、地震による建物被害がない場合でも家具の転倒や散乱により怪我をしたり避難に遅れるなどの人的被害が見受けられます。

各種行事やイベントなどを活用し、家具の転倒防止対策の普及に努めます。

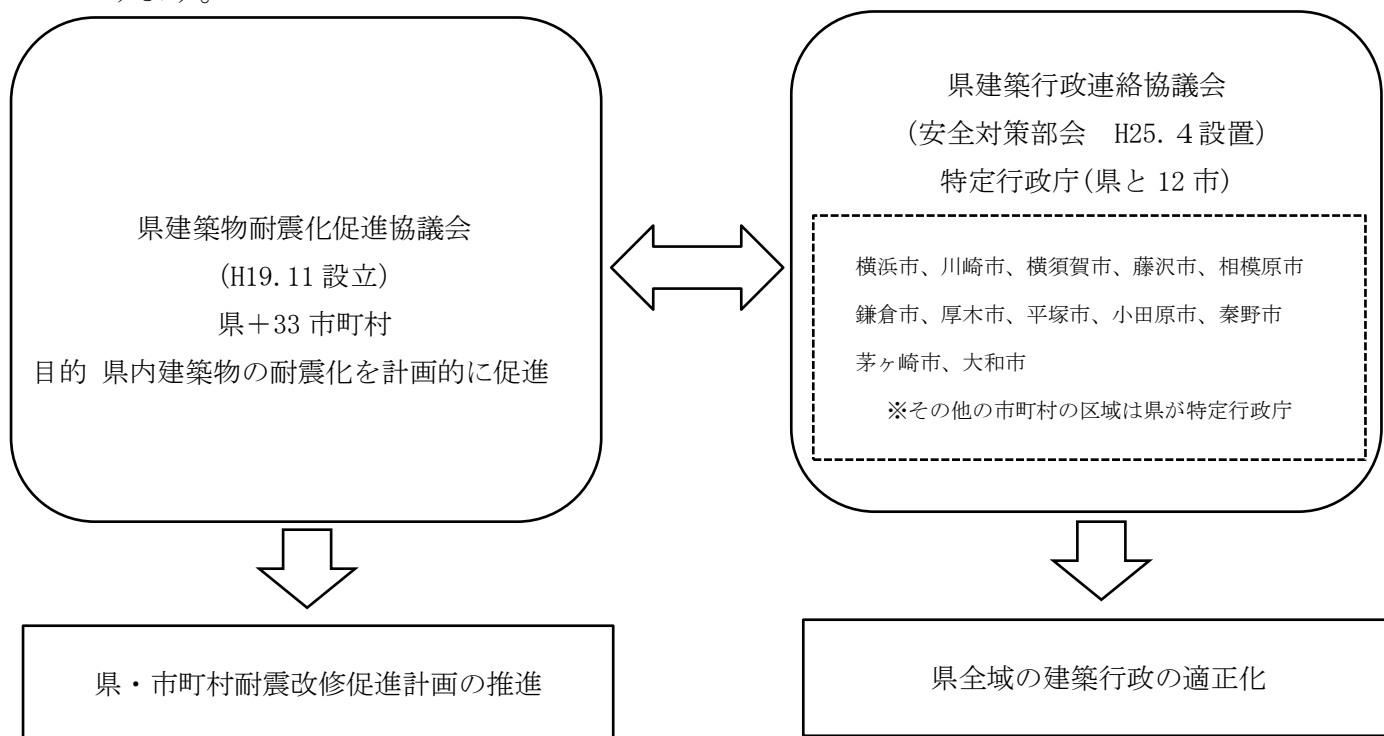
第5章 計画の推進に向けて

1. 推進体制

(1) 県と村との連携

平成19年11月、県と33市町村では、県内の建築物の耐震化を計画的に促進することを目的として、「県建築物耐震化促進協議会」を設置しました。この協議会での活動を通じて、平成22年3月末までに全ての市町村において耐震改修促進計画を策定し、建築物の耐震化に向けて連携して取り組んでいます。

また、県内の特定行政庁が建築基準法の取扱い等について連絡調整を行う場である「県建築行政連絡協議会」の中に安全対策部会を設置し、耐震改修促進法に基づく指導、助言及び指示等について連絡調整を行いながら、建築物の耐震化に向けて取り組みます。



(2) 関係各課との連携

村では、関係各課や施設管理者とが連携して、耐震化を計画的に推進します。

2. 法に基づく指導・助言等

県計画において、「県と12市の所管行政庁は、建築物の耐震診断及び耐震改修の適切な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該建築物の所有者に必要な指導及び助言を行う」としていることから、村では所管行政庁（県）と連携しながら促進していきます。

(1) 耐震改修促進法による指導・助言の実施

改正耐震改修促進法では、耐震関係の基準に適合していない全ての住宅・建築物について、耐震化の努力義務を課しました。

このため、県と12市の所管行政庁では、建築物の耐震診断及び耐震改修の適切な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該建築物の所有者に必要な指導及び助言が行われます。

村では、建築確認申請の窓口等で行う個別相談等の機会を捉えて、耐震診断及び耐震改修の必要性について助言等を行います。

(2) 耐震診断の実施を義務付けられた建築物への対応

耐震改修促進法で耐震診断が義務付けられた建築物については、まず、所管行政庁が建築物の所有者に対して個別に通知を行うなど、制度の十分な周知に努め、耐震診断及び耐震改修の確実な実施を促します。

その後、期限までに耐震診断が実施されない場合は、個別の通知等により耐震診断の実施を促し、それでも実施しない所有者については、相当の期限を定めて耐震診断の実施を命じ、併せて、その旨をホームページ等で公表されます。

また、耐震診断の結果、耐震改修等が必要となる場合は、所管行政庁が必要に応じて指導及び助言を行い、指導に従わない場合は、必要な指示を行い、正当な理由なく、その指示に従わなかったときは、その旨がホームページ等で公表されます。

公表してもなお、耐震改修等を行わない場合には、建築基準法に基づいた勧告や命令の実施を特定行政庁が行います。

(3) 耐震診断の結果の公表

建築物の所有者から報告を受けた耐震診断の結果については、国土交通省令に基づき、所管行政庁のホームページ等で公表されます。